

RFCでいただいたご提案と当社の回答

網掛け: ご提案を踏まえ入札募集要綱(案)の見直しを行うもの

No.	対象	ご提案内容	回答
1	入札募集要綱(案)全般	(参加形態の柔軟性・多様な資金調達手段の確保について) <ul style="list-style-type: none"> 幅広い事業者からの応札を受けることがひいては競争力のある電源調達に資するものと理解しておりますが、応札に関心を有する事業者は多様であり、参加形態・資金調達手法もまた多様となることが考えられます。また、本入札対象の事業規模及び同種の電源入札案件が同時に進行することに鑑みると、ある一定時期に巨額の資金調達が必要となり国内金融機関の資金供給力が逼迫する可能性を否定できません。 こうした観点から、入札における公平性・事業遂行の確実性に留意しつつも、①参加形態に柔軟性を持たせること(応札後に新たにパートナー投資家を招聘することで、応札者の事業への出資比率・出資額を調整すること等)、②有力な資金調達手段であるプロジェクトファイナンスをより組成しやすくすることにより、幅広い金融機関からの資金調達を可能とすること、が重要であると考えており、以下の弊社コメント(No. 12, 19, 21, 22, 28, 30, 31, 33, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 43, 45, 49)※は係る問題意識によるものとご理解ください。 	当社としても安価な供給力の確保に向け、今回の入札には、より多くの事業者さまにご参加いただきたいと考えております。
2	入札募集要綱(案) P1 入札スケジュール	検討期間については、募集要綱が確定してから入札募集締切までの3ヶ月強では、短すぎると思われます。入札時点において、適切な条件・価格を検討した上で募集するためには、より検討期間が必要ですので、募集締切時期の延長をお願いします。	募集期間は「新しい火力電源入札の運用に係る指針(以下、入札ガイドライン)」で、入札募集要綱(案)の提案募集開始から募集締切まで概ね6ヶ月と設定されており、4月10日(木)に提案募集を開始し、予定として、入札募集締切を10月下旬としていることから、検討期間は確保できているものと考えております。 なお、電気事業法施行規則第三十条第一項第一号「募集期間が三月以上であること。」を踏まえ、募集要綱の確定から入札募集締切までの期間を3ヶ月間以上としております。
3	入札募集要綱(案) P3 募集電源	募集する電源タイプは、利用率で規定されておりますが、入札制度は価格指標が優先されるため、安価な燃料である石炭火力が優位となっている現状にあります。3E+Sを達成すべく、電源構成の多様性と省エネルギーに向け、燃料種別の特定をお願いしたい。	入札ガイドラインにおいて電源種別はあくまでも経済合理性に基づいて選択されるべきとされており、燃料種別の特定は認められておりません。
4	入札募集要綱(案) P9 年間契約基準電力量	ガスタービンの外気温の影響については、異常気象など事業者の責めによらない場合は、免責など考慮願いたい。	年間計画時点において、年間契約基準電力量に影響を与える異常気象等を考慮することは現実的ではないと考えております。 なお、実受給段階での通告未達については、ガスタービンで自家消費がなく最大通告時に外気温に起因して通告電力量に対し未達が生じた場合、通告未達割戻料金の対象外としております。
5	入札募集要綱(案) P11 上限価格	上限価格が非公表となっておりますが、上限価格は供給開始後の解約等の補償金の算定に使用されます。解約時の補償金の額もプロジェクトの可否を判断する上で重要な要素となりますので、落札者決定後すみやかに開示願います。	
6	入札募集要綱(案) P11 上限価格	上限価格は公表されないとのことですが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において上限価格およびその算定根拠を公表いただきたい。 また、上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられることになっております。解約条件は極めて重要な契約条件のひとつであり、入札締切後のタイミングであっても明示されている必要があると考えます。	落札者の決定は、中立的機関である火力電源入札ワーキンググループ(以下、火力電源入札WG)で上限価格を明らかにしたうえで認められた結果であることから、改めて事後的な落札結果の検証は不要と考えます。 なお、上限価格の公表はいたしません、落札者には契約協議の過程において開示いたします。

※ 下線部については、資料の構成上、当社で追記いたしました。

No.	対象	ご提案内容	回答
7	入札募集要綱(案) P11 上限価格	貴社自己応札設備について、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、公平性の観点から自己応札価格(上限価格)に所要のコストを含めるべきであるものと思料します。従いまして算定方法について予めルーラ化し、募集要綱で公表した上で、落札候補者決定後に火力電源入札WGで審査いただくことを要望します。	入札価格は、自社、他社問わず、応札者の判断に基づき設定すべきと考えております。
8	入札募集要綱(案) P11 契約供給期間	契約供給期間については、原則15年間とし、10～20年の範囲で選択可能とあります。20年を上回る長期契約については、募集側では安定供給、応札側では長期的な事業継続性を確定できるメリットがあると思われることから、さらなる長期契約を可能とすることを要望したい。また、選択した供給期間で評価基準が変わらないことを確認したい。	入札ガイドラインにおいて契約供給期間が原則15年とされていること、既設設備からの応札が可能であること等を踏まえて契約供給期間を設定しており、契約供給期間のさらなる長期化は考えておりませんが、契約供給期間終了後の取扱いについては、落札者からの希望があれば契約延長に関する協議を行うこととしております。 また、応札者の設定した入札価格をもとに評価することとしているため、契約供給期間の違いによる入札価格の補正は行わない旨入札募集要綱(案)に記載しております。
9	入札募集要綱(案) P13 利用率変動許容性	年間通告電力量を年間通告基準電力量から20%減少となり、さらに変更通告として10%を併せて減少させられた場合、燃料使用量が大幅に変動することになり、燃料調達契約に大きな支障をきたします。また、ガスタービン設備については、起動停止回数の増加により高温部品の寿命を消費してしまいます。よって、協議によって合意した場合のみ対応していただきたい。	当社は、年間通告基準利用率ではなく、原則として年間供給可能電力量に基づき、通告させていただきますが、将来的に需要減少や再生可能エネルギーの大量導入等による需要変動あるいは燃料価格の大幅な変動などがあつた場合でも、低廉な電気料金の実現のために落札電源を含む当社供給力の最経済運用を実現する必要があるため、年間通告利用率を変動する自由度として年間供給可能電力量から募集電源1の場合は▲20%、募集電源2の場合は▲10%の自由度を確保させていただくことで考えております。 また、利用率変動許容性の±10%については、入札ガイドラインにも応札の条件として記載されております。 なお、入札募集要綱(案)において余力活用を認めておりますので当社への卸供給分の利用率の減少が、燃料調達契約の大きな支障となることや起動停止回数の増加に必ずしも繋がるものとは考えておりません。
10	入札募集要綱(案) P13～P16 遵守すべき基準	津波対策については、「電気設備の津波への対応の基本的考え方」および「電気設備の津波対策」に示される内容に基づき実施いたしますが、復旧期間を12ヶ月と限定されると過剰スペックとなることが懸念され、低廉な電力供給が困難と考えます。 また、最大クラスの津波が発生した際は、発電設備だけではなく、道路・港湾設備・その他生活インフラ等が広範囲で被災していることから、復旧工程は発電事業者だけではコントロールできる事象ではないと考えます。 したがって、具体的な対策方法、復旧期間については、応札者だけでコントロールできる事象ではないため削除いただきたい。	入札募集要綱(案)に記載のとおり、耐震設計については、「JEAC 3605 火力発電所の耐震設計規程(2009)」および「JEAG 5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針(2010)」に準拠していただくこと、津波対策については、「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成24年3月)」において示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づき対策を図ることにより、高レベル地震動および最大クラスの津波で被災した場合でも早期の復旧に向けた対応が可能と考えております。 なお、復旧期間の12ヶ月については、当社が被災した東日本大震災での経験も踏まえ、機器調達期間等も考慮し、設定したものです。
11	入札募集要綱(案) P13～P16 遵守すべき基準	高レベル地震動、最大クラス津波の対策として設備の減災(早期復旧12ヵ月)と規定し、最大クラス津波については、さらに電気・制御設備は浸水のない設計という特段の規定が加えられている。これは、電気・制御設備を除いて、JEAC 3605、JEAG5003に準拠していれば、基本的には早期復旧12ヵ月を目安とする設備減災が可能と判断されるという理解でよいか。落札者設備の耐震・耐津波設計を検討するにあたり、明確に示していただきたい。	
12	入札募集要綱(案) P13～P16 遵守すべき基準	(津波対策の水準について) ・「最大クラスの津波に対しては「設備の減災(早期復旧:12ヶ月)」を基本とすること。」との記載がございますが、東日本大震災により被害を受けた発電所の中で、復旧に1年以上要した発電所もあることから、早期復旧期間(12ヵ月)につき、再検討をお願い致します。 ・標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。	

No.	対 象	ご提案内容	回 答
13	入札募集要綱(案) P13～P16 遵守すべき基準	入札後に公的な基準が見直されたことにより設備対応が必要となる場合の扱いについて明示頂きたい。 例えば、公的な耐震設計や津波対策においては、最も影響が大きいレベル2地震動、あるいは頻度の高い津波および最大クラスの津波を設定することが示されていますが、落札者決定後に公的機関で基準とする地震や津波のレベルが見直された場合の扱いについても明示していただきたい。	入札後に耐震設計や津波対策の基準の見直しがなされた場合については、その時点で協議させていただきます。
14	入札募集要綱(案) P17 応札にあたり満たすべき条件(システムアクセス)	「当社のシステムに連系する場合」において、原則としてシステムアクセス工事は貴社が建設し、かつ必要な工期が確保できることの要件となっておりますが、公平性の観点から、システムアクセス工事に関する事項は自社応札分についても貴社からの接続検討回答書に基づくものであることの明示・確認をお願いしたい。	自社、他社を問わず、システムアクセス工事の内容は受電側接続検討の回答によるものであることを確認いたします。
15	入札募集要綱(案) P23 入札価格の算定方法 (電源線等工事費)	貴社「電力卸供給入札募集要綱(案)」(以下、「要綱案」)では、入札価格の計算において、新增設等で新たに系統連系をする場合は、事前に行う受電側接続検討により算定された工事費負担金概算額(電源線等の敷設費用等、応札者の特定負担分)を資本費として入札価格に含めて算定することとされています(要綱案5.入札価格の算定方法)。 受電側接続検討は、応札者の求めにより一般電気事業者が実施するものであり、当社としては、入札プロセスの透明性・公平性の向上を目的として、貴社電力卸供給入札募集要綱の確定にあたって次の対応を要望します。 ①中立的な第三者による工事費負担金概算額の評価・比較プロセスの導入 入札価格に含まれる工事費負担金概算額の算定について、貴社を含む応札者間の公平性を担保するため、貴社託送供給部門が算定した工事費負担金概算額が送電線新設距離やルート等の観点から合理的なものになっているか、すべての応札候補者の工事費負担金概算額が共通の指針に基づいて算定されているか等について確認すべく、中立的な第三者による評価・比較プロセスの導入が必要だと考えます。 一般的に大規模電源のシステムアクセス工事は非常に高額となり、発電所計画や応札方針に与える影響が重大であるため、上記の中立的な第三者による評価・比較プロセスは、応札書類の提出後に設けるのではなく、貴社託送供給部門による受電側接続検討結果の回答後、随時速やかに設けることが必要だと考えます。 ②応札書類添付資料の追加 要綱案では、落札者の決定には評価報告書(案)の火力電源入札WGによる認定が必要とされていますが、応札時の提出様式では、工事費負担金概算額は「入札価格計算書(様式8)」において金額が記載されるのみであり、算定根拠の妥当性と公平性について確認できる様式になっていません。したがって、工事費負担金概算額の算定根拠をWGが確認するために十分な内容の資料を、応札時の添付用資料として受電側接続検討結果の回答内容に加え、WGでの評価資料に供することが必要だと考えます	受電側接続検討の手続きについては、一般社団法人電力システム利用協議会(以下、ESCJ)の定めるシステムアクセスルールに基づき行っております。ESCJのシステムアクセスルールにおいて、受電側接続検討結果の回答にあたっては、当該一般電気事業者の送配電部門が、その回答が技術的、経済的な側面で合理的であること等、必要な説明を行うこととされております。受電側接続検討の回答内容に疑問等がある場合、当社窓口にお問合せいただければ、より詳細に説明させていただきます。 また、火力電源入札WGより、評価報告書(案)の審査にあたり、受電側接続検討結果の回答内容やその算定根拠を求められた場合、説明させていただきます。
16	入札募集要綱(案) P23 入札価格の算定方法 (二酸化炭素の削減)	地球温暖化対策が叫ばれている中、CO2対策については、クレジット価格で評価するのみならず、CO2削減の実効性を踏まえ、評価すべきと考えます。実際に応札者がCO2対策(自前で減らす: 自社プラントでのCO2削減や海外協力等)を行うことを加点要素とすることを要望したい。	CO2対策は応札者自らが実施する場合と当社で実施する場合を応札者が選択可能であり、判定価格を算定する際に、当社が指定する基準値に対して調整するとの考え方により価格評価を行っているため非価格要素での評価はいたしません。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
17	入札募集要綱(案) P27 入札価格の算定方法 (エスカレーション)	貿易統計以外の他の公の指標も使用できるよう記載の見直しをお願いします。	上限価格と各応札者の入札価格を同一条件のもとで評価する必要があることや貿易統計は電気料金における燃料費調整制度の指標として採用されている客観的な指標であること、様々な指標を取り入れた場合、仕組みとして複雑化することから、当社が提示した貿易統計の指標等をもとにウェイト付けを行って織り込んでいただきたいと考えております。
18	入札募集要綱(案) P27 入札価格の算定方法 (エスカレーション)	今回の電源入札において、最長で平成36年6月運開となり、受給契約締結から建設着工まで相当の期間が開いてしまいます。したがって、建設費(人件費・材料費)及び金利についても適切なエスカレーションの設定をお願いします。	
19	入札募集要綱(案) P27 入札価格の算定方法 (エスカレーション)	(受給料金におけるエスカレーション補正について) <ul style="list-style-type: none"> 「受給開始後の受給料金については、エスカレーション補正を行います。適用する指標については『(様式9)合成比率の算定書』により提出していただきます。」との定めがございますが、受給開始後の受給料金算出方法につき、下記事項を勘案すべきと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札時点とファイナンス(融資契約)時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利(ベースレート)の比で基本料金(資本費)中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 2. 国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金(資本費)中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 3. 電力卸供給入札募集要綱(案)に定められる運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されない項目(灰処理費用等)が大きく変動した場合、受給料金に反映されるべきであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	本制度は、競争原理の導入による電源調達コストの低減を図ることを主な目的としているものであり、応札者の提案する発電設備は既設、新設の別を問わず可能としております。したがって、入札価格は、応札者の判断に基づき設定されるべきものと考えており、発電所建設工事費の変動に対する補正(エスカレーション)は考慮いたしません。 また、灰の処分方法は応札者の工夫や努力が求められる部分と考えていることから、実際の支払段階において、指標に反映されない項目(灰処理費用等)の一般化は困難であると考えております。
20	入札募集要綱(案) P27 入札価格の算定方法 (エスカレーション)	燃料本体費の調整指標として、貿易統計の実勢価格を用いることとされているが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映していません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたい。	貿易統計では単位あたりの熱量が公表されていないこと、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は5年ごとに更新されるものであることなどを踏まえれば、適切な熱量補正を行うことは困難と考えております。
21	入札募集要綱(案) P34 応募方法	(事業参画主体の柔軟性確保について) <ul style="list-style-type: none"> • 応札においては幅広い事業者の参加を可能とするため、事業遂行に影響を及ぼさない範囲において、新たに落札者がパートナー投資家を招聘することで事業への出資比率・出資額を調整すること等の柔軟な参加形態を可能とすべきと考えます。 • 「計画の主体が合弁会社や落札後に新会社を設立する等の場合は、実際に事業を行う主体および構成メンバーについて、それぞれ『(様式2)応札者の概要』を提出してください」との記載があり、応札時点において落札後に合弁会社等の新会社設立を計画している場合、当該新会社に参画する構成メンバーが様式2を提出する旨定められておりますが、例えば、p.99 9.契約条件(16)契約の承継の定めにもございますように、貴社の合理的な承諾を得ること及び入札の主旨・公平性を逸脱しない範囲において、落札後に参加企業が加わる(金融投資家等の参画)ことも可能である旨を確認させて頂きたく存じます。 	具体的な内容は落札者ごとに事情が異なるため、一般化は困難であると考えております。このため、落札者と当社との協議により定めるものといたします。 なお、入札募集要綱(案)に記載されている範囲であれば、落札後に参加企業が加わることも可能と考えております。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
22	入札募集要綱(案) P39 評価の方法および落札者の決定	(入札価格に含まれる電源線等工事費(特定負担分)の再算定に係る運用について) ・ 貴社は貴社送配電部門(若しくは一般電気事業者の送配電部門)から再算定前後の工事費負担金概算額のうち、貴社への卸供給(入札分)に係る金額の開示を受け、『(別紙3)評価時における電源線等工事費(特定負担分)および電源線等以外工事費(一般負担分)の調整』にもとづき、入札価格に含まれる電源線等工事費(特定負担分)を調整すると定めがあり、当該規定により、貴社により入札後に入札価格を変更できる建付けとなっております。入札プロセスの透明性を確保するために、当該再算定が行われる際には、再算定が行われる背景・入札価格への影響等につき、貴社から応札者に対して合理的な説明を行って頂きますようお願い致します。	入札プロセスについては、再算定結果も含め、火力電源入札WGIにて評価されることとなります。再算定結果については、落札者決定後、再算定の対象となる応札者にお知らせいたします。
23	入札募集要綱(案) P45 評価の方法および落札者の決定 (非価格要素)	電源募集1における非価格要素項目②、電源募集2における非価格要素項目③については、電力システム改革にて送配電部門の法的分離が予定される中で、いずれも中立的な「一般送配電事業者」が調達・運用を行うことで制度設計がなされる可能性が高いものと考えられます。落札電源の運用時には新制度が適用されることを踏まえると、現時点でこれらの需給運用参加条件を非価格要素で評価することは適当ではないと料します。従って、本項目を非価格要素から除外し、発電者が周波数調整運用に参加することに伴う効率低下、機会損失、対価については、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決めることとしていただきたい。 電源募集1における非価格要素項目⑤、電源募集2における非価格要素項目⑥については、「具体的計画」の定義が抽象的であり、評価が恣意的にならないかの懸念があります。加えて、本募集要綱においては年間契約基準利用率に対し最大30%の利用率変動を求めており、これに対応するには極めて柔軟な燃料調達が必要ですが、これと具体的計画を厳密に作ることとの整合は取り難く、評価項目として不適当と思われるため、本項目を非価格要素から除外していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> 今回設定させていただいた非価格要素は、経年火力の計画的な代替であることを踏まえ、当社が重要と考えている需給変動対応および計画の確実性に関する項目を設定しております。 非価格要素の「周波数調整に参加するもの」に関しては、現在、経年火力が担っている需給変動対応電源としての機能が今後も必要であるため設定しております。 非価格要素の「燃料調達の具体的計画を有しているもの」に関しては、提出様式の様式3(燃料の入手方法)および様式20により確認いたしますが、様式3記載例にあるように入手方法が未定の場合は見通しを記載していただくことにより確認いたします。
24	入札募集要綱(案) P45 評価の方法および落札者の決定 (非価格要素)	「自治体同意済み」については、同点の場合に加味するとありますが、電気事業の公益性や影響度を踏まえると、契約解除や供給開始遅延は社会的に大きな影響を与えます。立地する地元との同意については、必須であると考えます。	発電所の建設にあたり、最終的に自治体が同意していることは必要な条件であると考えておりますが、応札にあたり満たすべき条件として「自治体同意済み」を条件とした場合、応札可能な事業者が限定されてしまうため、必須項目とはしておりません。
25	入札募集要綱(案) P45 評価の方法および落札者の決定 (非価格要素)	地球温暖化対策に資するため、新技術の採用(高い熱効率、例.BAT(B)以上)による燃料消費量およびCO2低減効果を評価していただきたい。	CO2低減効果は判定価格を算定する際に当社が指定する基準値に対して、調整するとの考え方により価格評価を行っております。 また、熱効率向上による燃料消費量の低減は、入札価格に間接的に反映されるものと考えております。
26	入札募集要綱(案) P45 評価の方法および落札者の決定 (非価格要素)	電源の短い起動時間や高い負荷変化率は、需給運用に大きく貢献できると考えられることから、加点要素とすることを要望したい。	当社として必要な需給変動対応に関する評価項目は、入札募集要綱(案)で具体的に提示しております。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
27	入札募集要綱(案) P58 評価の方法および落札者の決定 (落札候補者の選定)	上限70万kWを超えた場合、「入札価格の再算定および非価格要素の再検討を依頼します」とあり、指定期日は依頼した日から2週間を原則、再算定後の提出書類は「6. 応募方法(1)入札書の提出」と同様とありますが、数百億円オーダーの投資内容の変更を2週間で事業者が判断し、書類提出するのは非常に困難です。再算定期間は募集期間相当とするか、上限70万kW(再算定)の条件を外していただきたい。	ご提案を踏まえ、「入札価格の再算定および非価格要素の再検討」の期間について、会社として判断する期間を考慮し、「依頼した日から2週間を原則」を「依頼した日から1ヶ月を原則」に変更し、入札募集要綱(案)を修正することといたします。
28	入札募集要綱(案) P66 システムアクセス (受電側接続検討の申込み)	(受電側接続検討期間について) <ul style="list-style-type: none"> 「受電側接続検討の検討期間が3ヶ月を超える場合は、システムアクセス対応窓口より、検討期間が3ヶ月を超える理由および検討状況をお知らせします。」との記載がございます。 入札の公平性を担保すべく、検討期間が3ヶ月を超過し且つ検討期間が入札期限を跨ぐようなケースにおいては、当該超過期間の範囲で応募期限を延長する等、何等かの措置により応札者の入札を認める建付けとして頂きますようお願い致します。 	受電側接続検討の期間は、原則3ヶ月としていることから、お申込みが遅い場合は、応札締切に間に合わない可能性も考えられますので、可能な限り早めのお申込みをお願いいたします。
29	入札募集要綱(案) P71 契約条件 (通告運用)	利用率低下補正の「補正の内容については、落札者との協議により定めるもの」といたしますが、自社応札電源については、貴社内部での調整事項であるのに対し、他事業者は協議事項となり、公平性に欠くものと認識しております。入札者の予見性を高めるためにも利用率低下補正の方法について、募集要綱で定める必要があると認識しております。	
30	入札募集要綱(案) P71 契約条件 (通告運用)	(利用率低下補正の運用について) <ul style="list-style-type: none"> 「当社は運転停止や抑制等を行った後の年間通告電力量にもとづき、計画上の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」といいます)を行うものとし、補正の内容については落札者との協議により定めるもの」といたしますが、この場合の利用率低下補正の運用方法について、貴社・落札者があらかじめ合意を行うプロセスが必要であると考えます。 貴社・落札者間で協議の上、プラントの種類に応じた最低負荷率の保証、部分負荷毎の熱効率の設定、負荷変動・起動・停止等に伴う補助燃料等の実際の燃料使用量に応じた燃料関係諸経費の調整及び負荷変動による熱効率の変動に応じた燃料本体費の調整等を可能にすべきと考えます。例えば、発電設備における負荷水準毎(部分負荷運転毎)に熱効率の変化を整理した表に貴社及び落札者があらかじめ合意し、売電契約の一部として規定することによって、価格調整が行われるような建て付けを導入する等の措置が取られるべきと考えます。 当該要綱上で想定されている利用率低下補正の精算時点についてご教示下さい。落札者の資金繰りの観点からは、年度に1度精算を行う運用ではなく、実績値に即して月次で精算が行われるべきであると考えます。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	当社は運転停止や抑制等を行った後の年間通告電力量にもとづき、計画上の発電効率の低下に対する補正(以下、利用率低下補正)を行うものとし、補正の内容については落札者との協議により定めることとしておりますが、補正内容は、プラントごとに異なるため、一般化が難しいことから、個別協議で定めることで考えております。 なお、計画上の年間の利用率低下補正のため、年度に1度の協議が基本と考えます。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
31	入札募集要綱(案) P72 契約条件 (通告運用)	<p>(出力変化に係る運用について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「出力変化部分である「出力上昇(起動を含む)」、「出力降下(停止を含む)」部分については、あらかじめ落札者ごとに所要時間を設定しますが、停止からの起動部分を除き、いずれも原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間程度を目安に協議するものとします。」との定めがございます。 上記に定められている「最低出力」の意味の明確化をお願い致します。「最低出力」とはプラントの最低安定負荷との認識で宜しいでしょうか。 停止からの起動部分を除く出力変化部分において、「原則として最低出力から契約最大電力までの所要時間は2時間以内程度」との規定がございますが、プラント・燃料種別の特性に応じ、当該所要時間(負荷変動時間の設定)につき貴社・落札者間で協議の上決定することは可能でしょうか。また、ここで定められる最低出力から契約最大電力までの所要時間が貴社・落札者間の協議で変更される場合、当該要綱p.85に定められる超過停止割戻料金の算出基礎となる超過停止電力量の算出方法も併せて変更されるのでしょうか。 プラント特性に応じた負荷追従能力の観点を踏まえ、停止から起動部分(最低安定負荷までの到達部分)までの所要時間については、落札者がプラント・燃料種別の特性に応じ、任意に設定できるとの理解で宜しいでしょうか。 	<p>最低出力とは、停止から起動部分を除き、安定して運転が可能な出力帯(kW)のうち最低値のことを「最低出力」としています。</p> <p>最低出力から契約最大電力までの所要時間は入札募集要綱(案)の範囲内で協議により決定いたします。超過停止電力量の算定に関わる停電時の2時間については、あらかじめ協議によらない送電の停止であり、需給運用に係る影響が大きいことから、設定しているものであるため、変更いたしません。</p> <p>なお、停止から起動部分(最低安定負荷までの到達部分)までの所要時間については、当社との協議により設定することで考えております。</p>
32	入札募集要綱(案) P75 契約条件 (受給料金)	<p>火力電源入札を行う目的が適正な電気の調達であることに鑑み、価格への過度なリスク対策費用の織り込みを回避することが望ましく、発電所建設工事費の変動に対する補正(エスカレーション)を考慮して頂きたいと考えます。</p>	
33	入札募集要綱(案) P75 契約条件 (受給料金)	<p>(受給料金におけるエスカレーション補正について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「受給開始後の受給料金については、エスカレーション補正を行います。適用する指標については『(様式9)合成比率の算定書』により提出していただきます。」との定めがございますが、受給開始後の受給料金算出方法につき、下記事項を勘案すべきと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札時点とファイナンス(融資契約)時点までの金融市場変動リスク軽減のため、入札時点と融資契約時点の基準金利(ベースレート)の比で基本料金(資本費)中の基準金利相当額を補正出来るオプションを落札者に付与すべきと考えます。 2. 国内土木工事関連・鋼材関連物価変動リスク軽減のため、入札時点と工事契約締結時点の建設工事物価・鋼材物価指数の比で、基本料金(資本費)中の土木工事・設備費用相当を補正できるオプションを落札者に付与すべきと考えます。 3. 電力卸供給入札募集要綱(案)に定められる運転維持費については、実際の支払段階において、指標に反映されない項目(灰処理費用等)が大きく変動した場合、受給料面に反映されるべきであると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	<p>本制度は、競争原理の導入による電源調達コストの低減を図ることを主な目的としているものであり、応札者の提案する発電設備は既設、新設の別を問わず可能としております。したがって、入札価格は、応札者の判断に基づき設定されるべきものと考えており、発電所建設工事費の変動に対する補正(エスカレーション)は考慮いたしません。</p> <p>また、灰の処分方法は応札者の工夫や努力が求められる部分と考えていることから、実際の支払段階において、指標に反映されない項目(灰処理費用等)の一般化は困難であると考えております。</p>

No.	対 象	ご提案内容	回 答
34	入札募集要綱(案) P83 契約条件 (停電割戻料金)	(停電電力量及び停止電力量の対象範囲について) <ul style="list-style-type: none"> 停電・停止の「事由が天変地異等やむを得ない事由による場合で、当社と協議のうえ当社が同意した場合」は停電電力量・停止電力量の対象としないとの定めがございますが、天変地異であることに鑑み、「当社が同意した場合は」との記載を削除頂けますようお願い致します。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	当社としては、当該事由が天変地異等やむを得ない事由に該当するかの確認を行う必要があると考えております。 協議によりやむを得ない事由に該当すると判断した場合は、当社は同意いたします。
35	入札募集要綱(案) P85 契約条件 (超過停止割戻料金)	<ul style="list-style-type: none"> 送電の停止を行う原因として「発電設備の事故等」との定めがございますが、事故以外で送電停止を想定し得るケースについて、例示頂けますでしょうか。 「送電の全部または一部の停止を行った場合」との記載がございますが、ここに定められる送電の「全部の停止」及び送電の「一部の停止」の意味を明確化頂きますようお願い致します。「停止」とは出力がゼロになることを指すのでしょうか。その場合、「一部の停止」を行う場合とは、例えば発電設備が2系列ある場合において1系列の出力がゼロとなるようなケースが想定されているのでしょうか。また、「停止」が出力がゼロになる状態を指すのではない場合、どのような基準(時間・負荷率等)で「一部の停止」状態であるとみなされるのでしょうか。 2系列の内の1系列が停止した場合、バンド幅(契約最大電力の3%を2で除した値に相当する電力量)に係る規定はどのように運用されるのでしょうか。 「発電設備の事故等により送電の全部または一部の停止を行った場合」との定めがございますが、「停止電力量の年間累計値が、当該年度の年間通告電力量の3%を超えた場合は、以下により算定される超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引く」との定めがございますが、年度末月の基本料金にて当該超過停止に係る精算金をカバーできない場合、どのような措置(例:次月に未払分の精算金支払等)がなされるのでしょうか。 「停止電力量の年間累計値が、当該年度の年間通告電力量の3%を超えた場合は、以下により算定される超過停止割戻料金を年度末月の基本料金から割り引く」旨、超過停止割戻料金の算出基礎となる超過停止電力量が「年間停止電力量累計ー当該年度の年間通告電力量×3%」との算出式で求められる旨が定められておりますが、ここに定められる「3%」の数値の算出根拠につきご教示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事故を未然に防ぐため、協議によらず緊急的に停止や抑制を行った場合等を想定しております。 「全部の停止」とは、当社への供給実績がゼロになることを指し、「一部の停止」とは、設備の不具合等により契約最大電力が供給できない状況を指します。2系列ある場合等でも契約ごとの供給実績で、バンド幅についても同様に契約ごとに判断いたします。 当該超過停止に係る精算金を年度末月の基本料金にて精算できない場合は、落札者から当社にお支払いいただきます。 超過停止電力量の許容枠については、当社の通告期間中に発生する計画外停止の年間通告電力量に対する割合としており、計画外停止は、日本電力調査委員会の火力発電所計画外停止率調査結果である2.5%を踏まえ3%としております。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
36	入札募集要綱(案) P86 契約条件 (超過停止割戻料金)	耐震設計で想定する高レベル地震動、津波対策で想定している最大クラスの津波に起因する事故等の免責としては、被災日から12ヶ月間を基準とし、これを超える期間は原則として停止電力量とするとされております。しかし、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあることから、社会通念上の観点から、12ヶ月間の免責期間基準は廃止し、免責期間は、応札者の復旧計画に基づき貴社との協議により決定するのが妥当を考えます。	耐震設計については、「JEAC 3605 火力発電所の耐震設計規程(2009)」および「JEAG 5003 変電所等における電気設備の耐震設計指針(2010)」に準拠していただくこと、津波対策として「原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ」の報告書に示されている「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づき対策を図ることにより、想定した高レベル地震動および最大クラスの津波による被災の防災・減災が可能となること、当社が被災した東日本大震災での経験も踏まえ、機器調達期間等も考慮し、復旧期間を12ヶ月と設定しております。
37	入札募集要綱(案) P86 契約条件 (超過停止割戻料金)	(最大クラスの津波に起因する事故等の免責基準) <ul style="list-style-type: none"> 「耐震設計で想定している高レベルの地震動および津波対策で想定している最大クラスの津波に起因する事故等の免責については、被災日から12ヶ月間を免責期間の基準とし、復旧することを前提に協議するものとします(免責期間を超える期間は、原則停止電力量とします。)」との記載がございます。 東日本大震災により被害を受けた発電所の中で、復旧に1年以上要した発電所もあることから、最大クラスの津波に起因する事故等に係る免責期間の上限(12ヶ月間)につき、延長すること若しくは上限に係る記載を削除することにつき検討をお願い致します。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	
38	入札募集要綱(案) P92 契約条件 (供給開始繰り延べ)	契約の解約のやむを得ない事由として、供給開始年月が12ヶ月を超える繰り延べが判明した場合と規定されております。一方で、例えば東日本大震災において実際に約2年間の停止に至ったのち発電を再開した発電所もあり、電源設備の耐用年数や社会通念上の観点から、12ヶ月の規定は廃止するか、もしくは契約の解約については状況に応じて両社協議とすべきと考えます。	
39	入札募集要綱(案) P92 契約条件 (供給開始繰り延べ)	(供給開始繰り延べに係る補償対象について) <ul style="list-style-type: none"> 「12ヶ月を超える繰り延べが判明した場合、『(13)契約の解約』のやむを得ない事由とします。」との定めがございますが、環境影響評価・地元自治体等との交渉に起因する供給開始繰り延べについては、当該規定の適用外として頂くようお願い致します。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	
40	入札募集要綱(案) P95 契約条件 (供給開始繰り延べ)	(補償免責の対象範囲について) <ul style="list-style-type: none"> 供給開始年月の変更及び契約の解除に際しての補償免責のケースとして、「落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたがずにやむを得ず解約する場合で、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合」との記載がございます。地域事情等(例:地元自治体のプラント建設に係る意向変化等)の事由については、契約締結後から供給開始迄の期間に亘り生じ得る類のものと考えますので、当該期間設定(1年以内)を削除することをご検討お願い致します。 また、補償免責事項として、下記の事項につき追加頂けますよう、お願い致します。 <ol style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果、発電所の建設が認められない場合 BATの仕様・基準が変更となり得ることから、環境影響評価の結果BATが適用されないと、発電所の建設が認められない場合 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	今回の入札は経年火力の計画的な代替を行うために実施することから、契約締結後の補償免責期間や供給開始遅延の限度を12ヶ月としております。また、供給開始後、高レベルの地震動や最大クラスの津波によって被災した場合でも、12ヶ月で復旧していただくことを前提としております。また、補償免責事項の追加につきましては、当社は入札ガイドラインP11の備考に記載されている内容に基づき、新たに設置される設備については、BAT表への適合を求めており、BAT表が変更になった場合もその条件に適合していただく必要があるものと考えておりますが、詳細はその時点で協議させていただきます。「京都議定書目標達成計画との整合」については、当該計画の後継計画等が現時点で明らかになっていないことから、後継計画等が明らかになったうえで発電所の建設が認められなかった場合に協議させていただきたいと考えております。

No.	対 象	ご提案内容	回 答
41	入札募集要綱(案) P95 契約条件 (供給開始繰り延べ)	<p>1. 契約の解除事由が「環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定、後継計画を含む)との整合が図られていないとして、発電所の建設が認められない場合」であるとき、補償は免責されるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. 補償が免責される場合、その理由は要綱案p.95(13)契約の解約のうち、「天変地異等やむを得ない事由により解約となる場合で両者が合意した場合」または「落札者の責めとならない地域事情等の事由により、発電所の建設の見通しがたがわずにやむを得ず解約する場合、解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合」のどちらでしょうか。</p> <p>3. 免責理由が後者の場合、「解約を申し出た時期が契約締結後1年以内の場合」という条件がありますが、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン(平成24年3月(平成25年3月改訂)環境省)」によると、環境影響評価に要する期間は36～51ヶ月程度となっていることから、1年以内の解除申し出は困難と考えられます。従いまして、当該事由については、「1年以内」という条件を削除する、もしくは「天変地異等やむを得ない事由により解約となる場合で両者が合意した場合」の適用を希望します。</p>	<p>「京都議定書目標達成計画との整合」については、当該計画の後継計画等が現時点で明らかになっていないことから、後継計画等が明らかになったうえで発電所の建設が認められなかった場合に協議させていただきたいと考えております。なお、当社は入札ガイドラインP11の備考に記載されている内容に基づき、新たに設置される設備については、BAT表への適合を求めています。</p>
42	入札募集要綱(案) P95 契約条件 (契約の解約)	<p>(落札者の損失の範囲について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 供給開始前・供給開始後に貴社が解約を申し出た場合において、貴社から落札者に対して「解約によって通常生ずべき落札者の損失を補償いたします」との定めがございます。 落札者は15年間の受給契約を前提とした資金調達を行っておりますので、解約による金融コストが生じることが想定されます。従い、「通常生ずべき落札者の損失」について、下記の点を含める旨を明示して頂きたいと考えます。 <p>1. 落札者が当該事業に要する資金調達を目的として金融機関等外部から調達した借入金等の解除等の時点における金融費用(元利金残高等)</p> <p>2. 落札者が当該事業のために新たに設立された子会社・合併会社の場合、解除等の時点までに実際に投下された株主資本累計額および当該株主資本累計額に対する出資時点から解除等の時点にわたる一定の期待利回り</p> <p>3. 上記以外で、借入金の繰上弁済や金利スワップ契約の解約等を余儀なくされた場合に発生する清算金など、解除等に直接起因し発生する落札者の合理的な追加費用などの損害</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	<p>通常生ずべき損失の具体的な内容は落札者ごとに事情が異なるため、一般化は困難であると考えております。当社の申し出により解約となった場合の補償額については、解約になった段階で因果関係を踏まえ、落札者と当社の協議により定めるものといたします。</p>
43	入札募集要綱(案) P96 契約条件 (契約保証金)	<p>(契約保証金の返却について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札者が貴社に契約保証金を預託している場合、契約保証金が返却されるとの定めがございます。当該記載に関して、契約保証金の返却に際しては利息が付される旨、明記頂けますよう、ご検討お願い致します。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	<p>標準契約書A第37条第4項、標準契約書B第41条第4項に記載のとおり、供給開始前に落札者が解約を申し出て補償を免責される場合、当社が解約を申し出た場合においては、利息相当を付さないこととしております。なお、当社が解約を申し出た場合におけるの保証金に対する金利については、落札者の実損の中に、契約保証金に関する実際の金利コストを含めてご請求をいただくことを想定しております。</p>

No.	対 象	ご提案内容	回 答
44	入札募集要綱(案) P107 その他 (子会社、合併会社等の扱い)	契約を締結する相手方(契約の承継者を含む)が、電力卸供給を行うことを目的に設立された子会社、合併会社等である場合は、その出資者である事業者から「連帯保証状」を提出とされているが、契約保証金を納付するため、連帯保証状は不要であると考えられる。また、発電事業に対して連帯保証を求めるとは、非常に負担が大きいことから、参入障壁となりえます。低廉な電源確保の観点からも連帯保証の条項は削除すべきと考えます	契約保証金は、契約履行を担保する目的で供給開始前の期間においてお預かりするものであり、供給開始予定年月通りに供給開始していただいた場合には、供給開始時に返却することとなります。 一方、IPP事業は長期継続的な「電力の安定供給」を担っていただくものであり、新たに子会社または合併会社等を設立して本事業を行う場合については、事業の継続性・安定性の観点から、当該子会社または合併会社等の出資者に連帯して保証いただくことが必要であると考えております。
45	入札募集要綱(案) P107 その他 (子会社、合併会社等の扱い)	(連帯保証状の差入れについて) <ul style="list-style-type: none"> 要綱では落札者事由による解約に伴い生じる損害賠償の支払を担保するべく、既に契約保証金の預託及び補償金支払義務が課されていることから、追加で連帯保証を行うことは不必要であると考えます。(または、保証義務を補償金の支払義務のみに限定する必要があるものと考えます。) また、参加形態によって資金調達方法が変わりうるため(金融スポンサーの招聘・ノンリコースファイナンスの活用等)、現状の全参加者が連帯保証を行うという条件がある場合、関係者によるリスク分担の柔軟性が損なわれること等により、応札参加者が極めて限定される虞があり、また円滑な資金調達の弊害となる虞がございます。 標準契約書(案)への上記コメントの反映をお願い致します。 	
46	提出様式(案) 様式4	「3. 官公庁の許認可等手続きのすべて」を必ず記載することを要求しているが、発電所建設に係る許認可手続きについては電気事業法、労働安全衛生法、消防法その他多岐にわたるため、全てのイベントを工程表に網羅するのは現実的でないため、官公庁の許認可等手続きのうち、入札審査上貴社が必要とする具体的な許認可を例示いただきたい。	発電事業者として必要な項目を記載していただくようお願いいたします。なお、記載された項目に不足があった等の場合は、入札募集要綱(案)P35に記載のとおり、当社から追加資料の提出をお願いすることとしております。
47	標準契約書(案) 冒頭	冒頭に「なお、この契約に定めのない事項については、要綱によるものとする。」とあるが、実際に締結する契約は受給契約書のみであることから、当該記述は削除し、必要な条項はすべて標準契約書(案)に盛り込んでいただきたい。	今回の入札においては、入札募集要綱を承諾のうえ電力受給契約書を締結させていただきますこととしております。入札募集要綱の内容も契約の一部と考えております。
48	標準契約書(案) A第33条、B第37条	一方的な解約権の設定はファイナンス組成の観点から大きなハードルであり、少なくとも双方合意を前提として頂きたい。	契約を廃止せざるを得ないやむを得ない事由による解約を規定しているものであり、基本的には相手方も合意せざるを得ないものと考えております。
49	標準契約書(案) A第55条、B第59条	(標準契約書以外の契約締結可能性について) <ul style="list-style-type: none"> 「この契約に定めのない事項またはこの契約により難い特別な事情が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。」との記載がございます。 ここに定められる協議とは、どの程度の柔軟性を以て行われるものか、ご教示下さい。要綱に定めのない事項について、貴社・落札者間の協議に基づき別途付帯契約書・覚書等を締結可能との理解で宜しいでしょうか。また、両者の協議に基づき、要綱に記載がある事項につき変更する旨、覚書を締結することは許容されるのでしょうか。 円滑な資金調達を実現する観点、燃料調達方法など落札者の事業運営の方法を適切に反映する観点、標準契約書では曖昧になっている規定を明確化する観点等から、落札者の選定における公平性を阻害しない範囲において、貴社・落札者の協議に基づいて、標準契約書からの変更を可能にすべきと考えます。 	個別の協議に応じて定めるべき事項が生じた場合は、入札募集における公平性を阻害しないことを前提に、入札募集要綱・標準契約書の考え方を踏まえ協議させていただきます。